

## タイにおける税務の基礎知識 第21回

今回は租税条約について解説をいたします。日本は現在62箇所の国、地域において51条約を締結しています(財務省)。タイ国との間にも、租税条約は締結されております。本稿第4回(2月 第4週)において、租税条約と国内法について簡単に解説いたしました。今回は租税条約の役割や日常の業務の中で注意しなければならないところに触れたいと思います。

項 目	解 説
租税条約の目的とその内容	<p>租税条約は、国際取引に係る二重課税の排除、脱税及び租税回避等への対応を行うことにより、条約締結の二国間における投資等の促進を図ることを主な目的としています。租税条約には、その国際的な標準モデルとしての位置づけである「OECDモデル租税条約」があり、これはOECD加盟国を中心に、租税条約を締結する際の標準型となっています。日本が締結している租税条約も、OECD租税条約に準じた規定となっています。主な内容は次の通りとなります。</p> <p>&lt;二重課税の排除に関する規定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 源泉地国(所得が生ずる国)課税できる所得の範囲</li> <li>- 事業所得は、支店等の活動により得た所得のみに課税</li> <li>- 投資所得(配当、利子、使用料)は、税率の上限を設定</li> <li>- 居住地国における二重課税の排除方法</li> <li>- 外国税額控除等</li> <li>- 税務当局間の相互協議(仲裁を含む)による条約に適合しない課税の解消</li> </ul> <p>&lt;脱税及び租税回避等への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 税務当局間の納税者情報(銀行機密を含む)の交換</li> <li>- 租税に関する徴収共助</li> </ul>
日常における留意点 - 恒久的施設(Permanent Establishment)の問題  - 183日ルール  - 租税条約の適用範囲	<p>いわゆる国際税務の話の中で出てくる言葉として「恒久的施設(PE: Permanent Establishment)」というのがあります。たとえば日本法人のタイ駐在員事務所が、実質的に日本法人(本社)のタイ国内における事業拠点として営業活動等を行っている場合においては、その駐在員事務所が日本法人のタイ国内におけるPEとみなされ、タイにおける法人税の申告・納税義務を負うということになります。PEに該当するかどうかの判定は非常に難しいところですが、日常的には諸々の契約内容を含め、駐在員事務所の機能は本社の補助的なものであるという実態を備え、かつ、駐在する日本人も「補助的活動のみを提供している」という意識を持つこととなります。逆に言うと、補助的でない活動の事例を挙げると、①商取引の具体的な交渉、②売買契約の締結等があげられます。特に①については注意が必要です。</p> <p>次に海外駐在日本人についてですが、租税条約上は短期滞在者免税として183日ルールと呼ばれるものがあります。これは相手国における滞在に数が183日未満である場合においては、居住地国(日本)での課税のみで、海外での課税は免除されるという制度です。この制度ですが、183日の数え方が国によって異なりますので注意が必要です。具体的には、①1暦年中における日数と、②連続する12か月の期間における日数があります。また一般的には183日ですが、タイの場合には180日となります。</p> <p>租税条約が適用されるのは、所得を課税標準として課されるそれぞれの国における税金となります。したがってタイの場合においては、タイの付加価値税や関税については、租税条約の適用範囲外となります。</p>

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。